

平成 31 年度

由仁町水質検査計画



(三川配水池)

由仁町建設水道課上下水道担当

目 次

1. 水質検査の基本方針
 2. 由仁町水道事業の概要
 3. 水道の原水及び水道水の状況
 4. 検査地点
 5. 水質検査項目及び検査頻度
 6. 臨時水質検査
 7. 水質検査方法
 8. 水質検査計画及び検査項目の公表
 9. 水質検査計画の見直し
 10. 水質検査の精度
 11. 関係機関との連携
- (別図) 給水区域及び水質検査地点図
- (別表1) 水質検査(水質基準項目)実施計画一覧表
- (別表2) 水質検査(管理目標設定項目)実施計画一覧表

1. 水質検査の基本方針

由仁町では、水道法第4条の規定による水質基準に適合し、安心して安全な水道水をご利用いただくために、次のような方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

配水管の末端で水道水が停滞しやすい地点と配水池とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目（水道法施行規則第15条第1項第1号）、水質基準項目（水道法施行規則第15条第1項第3号）とします。また、水質管理上留意すべき項目の水質管理目標設定項目の一部を実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき、水道水の安全性の確保を最優先に検査頻度を設定します。

2. 由仁町水道事業の概要

由仁町の浄水場（由仁・由仁第2・三川・川端浄水場）は平成27年7月をもって廃止し、千歳川を水源とする石狩東部広域水道企業団千歳川浄水場から受水した水道水により町内へ供給しています。

◆給水状況（平成29年度末）

区 分	内 容
給 水 区 域	由仁町全域 (山形、古川、伏見、岩内、古山、西三川、 本三川、中三川、東三川、川端の一部を除く)
計 画 給 水 人 口	6,217 人
普 及 率	99.1 %
計 画 1 日 最 大 給 水 量	3,500 m ³
1 日 平 均 給 水 量	2,085 m ³

3. 水道の原水及び水道水の状況

由仁町の水道水は、石狩東部広域水道企業団から全量を受水しています。

原水は千歳川から取水し、千歳川浄水場で浄水処理された水道水が町内にある分水施設から配水池に供給されています。

水質については、石狩東部広域水道企業団ホームページ (<http://www.ishito.jp>) に公表されています。

4. 検査地点

(1) 管路末端水質計器 (別図①,②)

各配水系統で最も管路延長が長く、配水管の末端地点で水道水が停滞しやすい場所に自動水質計器を設置しており、色度・濁度・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(2) 古山配水池 (別図③)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(3) 展望配水池 (別図④)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(4) ハーブ配水池 (別図⑤)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(5) 三川配水池 (別図⑥)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(6) 川端配水池 (別図⑦)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

色度・濁度・消毒の残留効果に関する検査は、町内7か所で毎日検査を行います。

(2) 水質基準項目（別表1）

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目（51項目）のうち、一般細菌を始めとする9項目については毎月検査、それ以外の項目については年4回検査で行います。かび臭の原因となるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの検査については年1回検査（8月）を、町内5か所で検査を行います。

検査頻度については、過去3年間の結果をもとに検査頻度の省略ができるとされていますが、水の安全及び性状の確認のため、年1回は検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目（別表2）

水道水中での検出の可能性があるなど水質管理上留意すべき項目であり、検査をすることが望ましいとされる項目です。由仁町では、水質管理目標設定項目のうち10項目を、年4回検査で行います。

また、石狩東部広域水道企業団も原水及び浄水について、水質管理目標設定項目の検査を実施しています。詳細は石狩東部広域水道企業団ホームページ（<http://www.ishito.jp>）で公表されています。

6. 臨時水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに、必要箇所・項目の検査を行います。

- (1) 給水区域内及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (2) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (3) その他特に必要があると認められたとき。

7. 水質検査方法

水質検査は、構成団体による共同検査機関である石狩東部広域水道企業水質検査センターへ依頼します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、由仁町建設水道課上下水道担当で閲覧出来るほか、由仁町ホームページで公表します。

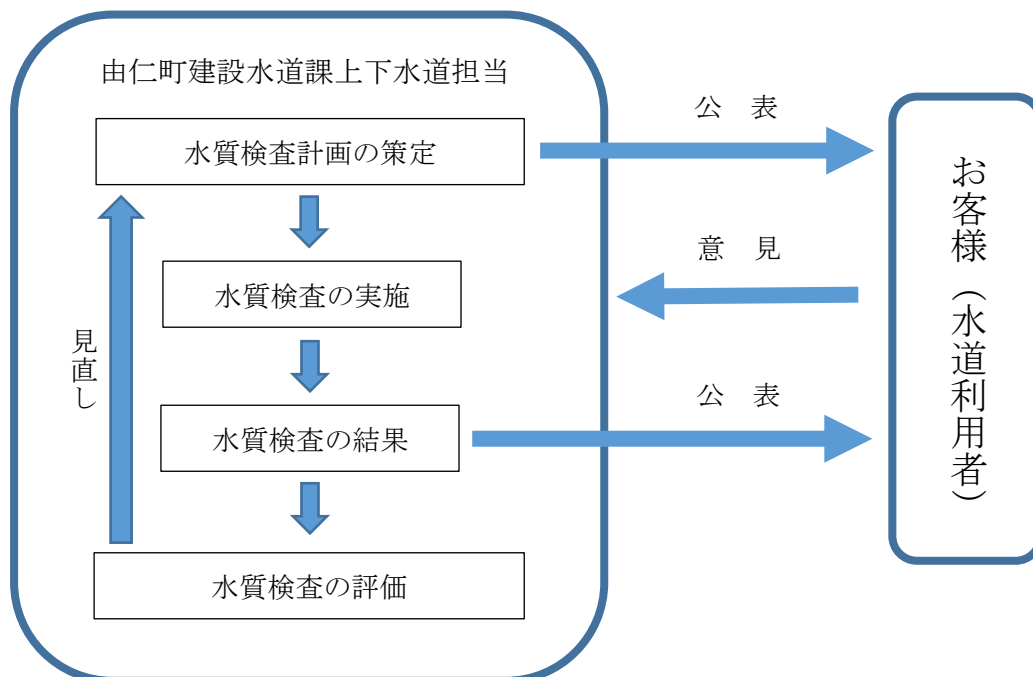
水質検査計画に基づき実施した検査結果は、随時由仁町ホームページで公表します。<http://www.town.yuni.lg.jp>

由仁町水道事業が石狩東部広域水道企業団から受水しています水道水に関する水質検査計画及び検査結果等につきましては石狩東部広域水道企業団ホームページ (<http://www.ishito.jp>) でご覧いただけます。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、前年度の検査結果やお客様からのご意見、法令等の改正により随時見直しを行います。

◆水質検査計画の概要



10. 水質検査の精度

水質検査は、石狩東部広域水道企業団水質検査センターへ依頼しており、検査精度及び信頼性については精度管理結果により確認します。

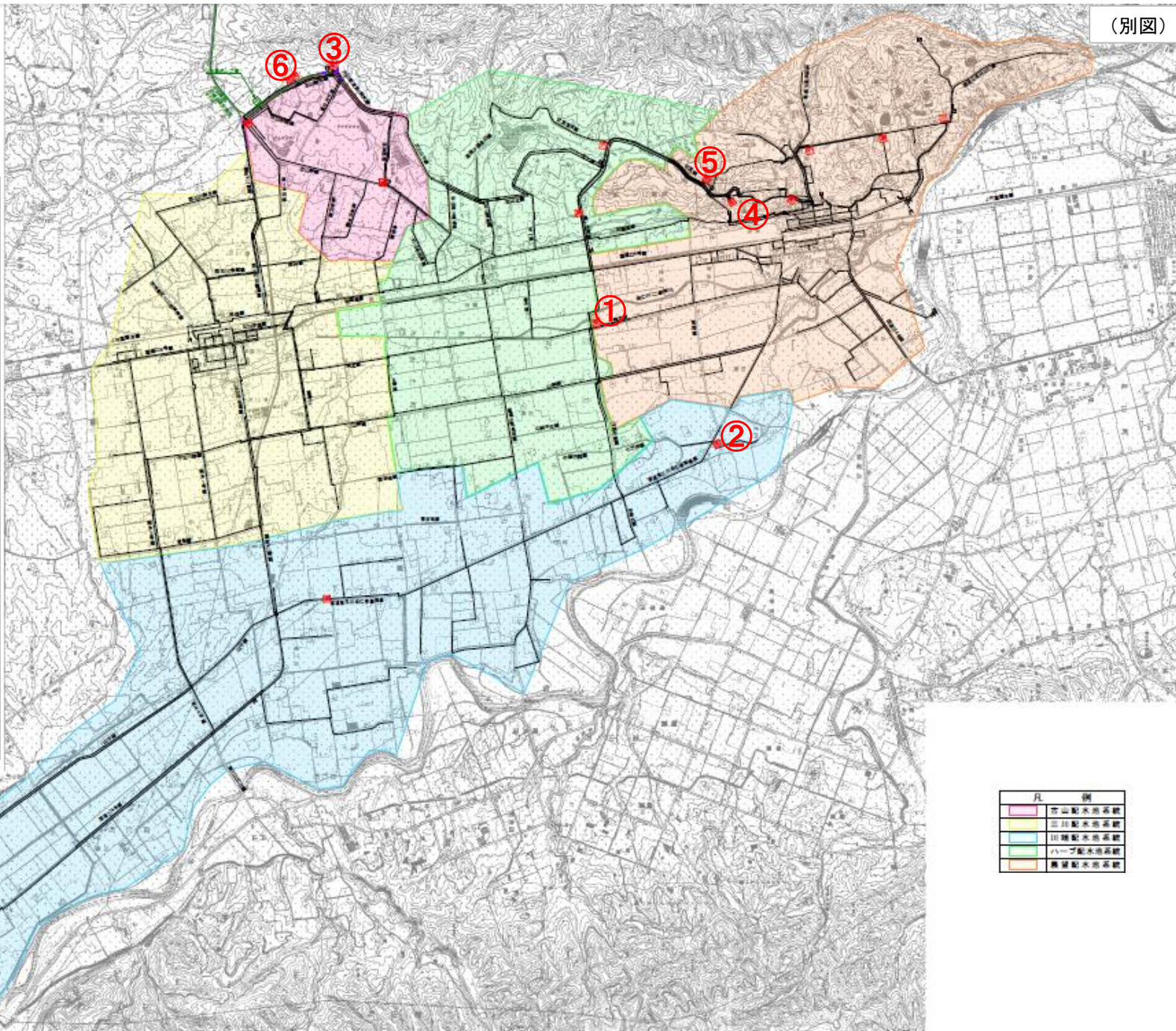
11. 関係機関との連携

水質汚染等の緊急時には、北海道空知総合振興局保健環境部保健行政課（岩見沢保健所）、北海道環境生活部環境局環境推進課水道グループ、石狩東部広域水道企業団及びその他関係機関と連絡調整し、水道水の安全を確保していきます。

給水区域及び水質検査地点図



- ①: 展望系統水質計器(給水栓)
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ②: 川端系統水質計器(給水栓)
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ③: 古山配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ④: 展望配水池
毎日
- ⑤: ハーブ配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ⑥: 三川配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ⑦: 川端配水池
毎日



(別図)

凡 例	
	古山配水池系統
	三川配水池系統
	川端配水池系統
	ハーブ配水池系統
	展望配水池系統

水質検査(水質管理目標設定項目)実施計画一覧表

(別表2)

検査項目	目標値	古山配水池(配水池内給水後)												黒星配水池(山形水質計器給水後)												ハーブ配水池(配水池内給水後)												三川配水池(配水池内給水後)												川端配水池(岩内水質計器給水後)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4 (項目削除)																																																													
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6 (項目削除)																																																													
7 (項目削除)																																																													
8 トルエン	0.4mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
10 亜塩素酸	0.6mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11 (項目削除)																																																													
12 二酸化塩素	0.6mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16 残留塩素	1mg/L以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	-	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-		
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
19 遊離炭酸	20mg/L以下	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★			
23 臭気強度(TON)	3以下	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		
24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
25 濁度	1度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
26 pH値	7.5程度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
27 腐食性(ラングリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
28 従属栄養細菌	2,000集落数/mL以下(暫定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

- ★ 管理目標設定項目検査
- 水質基準項目検査で実施
- 検査省略



発行・問い合わせ

〒069-1292 夕張郡由仁町新光 200 番地
由仁町建設水道課上下水道担当

【TEL】 0123-83-2115 【FAX】 0123-83-3020